

## セントラル・バンキング論の 再考のために

中世後期以降の決済・信用機構と  
アムステルダム振替銀行

田中英明

Hideaki Tanaka

滋賀大学 経済学部 / 准教授

## I はじめに

アムステルダム振替銀行は、ヴェネツィアのリアルト銀行（1587年設立）を模して、1609年にアムステルダム市の行政府によって設立された公営の預金・振替銀行である。預金の受入れと、口座間の振替の便宜を無償で提供する一方で、民間への当座貸越等の貸付は禁止され、手形割引も行わなかった<sup>1)</sup>。

17世紀のオランダの低利子率を、利子生み資本が「産業資本や商業資本に従属させられていた」と評価したマルクスは、そうした「純粋な預金銀行」という形態から、アムステルダム振替銀行に対しては「近代の信用制度の発展のなかで一時期を画するものではない」と評している<sup>2)</sup>。ファン・デア・ウェーも、アムステルダム振替銀行をイタリア起源の金融革新の「集大成」と位置づけ、「貨幣の流通速度のいちじるしい加速と、全ヨーロッパの国際収支のより合理的な、より柔軟な均衡」をもたらしたと評価しつつも、16世紀にアントウェルペンで生じたより革新的な金融技術（手形の流通性原理の生成）に背を向けイタリアの伝統に回帰した「保守的な銀行制度」としている<sup>3)</sup>。また、田中生夫は「初期預金銀行」という性格の「継承」と、「銀行」の「畸型化」という視角から、オランダにおける低利の実現の再解釈を試みている<sup>4)</sup>。

こうした評価は、後のロンドン金匠銀行による発券と手形割引の「内国銀行業」を近代的銀行制度とみなし、イングランド銀行を中央銀行の典型とする捉え方と強く結びついたものであろう。だが、中世後期以降の決済・信用機構の展開は、伝統的・前期性といった枠組では捉えきれない、商品世界に内在する機構形成の論理を示しており、し

1) フリース&ワウデ(2009)119、石坂(1971)99-101

2) Marx(1894)S.616 訳777

3) ファン・デア・ウェー(1991)78、Van der Wee(1977)347

4) 田中(1966)1-15

かもアムステルダム振替銀行を核とした17・18世紀の国際的決済・信用の機構は、伝統的な機構の集大成というよりも、さらなる革新であったように思われる。ロンドンの「金融革命」が、アムステルダムへの強い対抗意識の下に、しかしその「汎ヨーロッパ多角的支払決済システム」への参画によって始動しえたことを想起すべきであろう<sup>5)</sup>。

そこで本稿では、中世後期以降の決済・信用機構をどのように整理し位置づけるべきか検討し、アムステルダム振替銀行の再評価へとつなげていくこととしたい。それは、バンキング(銀行機能)の意味を問い直し、銀行システムとセントラル・バンキング(中央銀行機能)を再考していくための準備作業となろう。

## II 都市内決済・信用機構と 預金・振替銀行

12世紀末のジェノヴァでは両替商が顧客の貨幣を預かり、その顧客勘定間の振替による支払を行い、さらに当座貸越による貸付をも展開したことが知られている<sup>6)</sup>。13世紀にはシャンパーニュの大市で主にイタリア人両替商が、各大市を移動して、両替と帳簿振替を営んでいた。前半にフランドル産羊毛・毛織物等の北方製品の取引期間、後半に明礬・染料・香辛料等の南方・オリエント製品の取引期間という大市の構造は、イタリア諸都市の旅商にとっては先に北方製品を購入し、後に自らの運んできた商品を販売することを意味しており、おそらくは両替商の当座貸越によって支えられていたと考えられている<sup>7)</sup>。

13世紀末ないし14世紀初までには、ヴェネツィアやバルセロナ、さらには北方のブリュージュなど

の商業中心都市での両替商による預金・振替業務が確認されている。ことにブリュージュでは14世紀後半の2つの両替商の帳簿が現存しており、中世両替商の実態を伝えている<sup>8)</sup>。両替商は口頭指図により自己の顧客間の帳簿上の振替を行うとともに、互いに他の両替商に勘定を持ち合い、異なる両替商の顧客間の振替による支払決済を実現した。他方で、当座貸越や他の投融資を活発に展開していたのである。

ジェノヴァやヴェネツィア等の海港都市をはじめ、交易の中心地には膨大な種類の铸貨が持ち込まれ、しかも頻繁な改铸、摩耗や盗削や偽造・模造などそれらの品位も多様であった。こうした状況下では、铸貨間や未铸造の地金との交換が早くから求められたのみならず、そうした業務に携わりうる両替商の諸铸貨や地金に対する知識は、さらなる活用を求められることになる。

すなわち、市中で流通する铸貨類もまた雑多であり、高額な取引ともなれば現金支払の際に絶えず鑑別や計量などが必要であるとする、他国通貨や地金などを両替商に持ち込んだ商人は、その際に両替商に鑑定された価値額を特定の貨幣に具現化してしまうと、その購買力を現金取引で発揮する時点では一定の費用を要することになる<sup>9)</sup>。とすれば、両替時にはその鑑定された価値額に対する請求権を留保しておいて、支払や決済が必要になった時点で、その相手とともに市場・取引所に隣接する両替商の取引台(banco)に行き、その場で両替商から受け取った貨幣をそのまま手渡すことで、鑑別や計量の時間・費用を節約することが可能となろう。その際、受け取った相手もまた同様に現金取引に要する費用の考慮から、両替商の保証する価値額を、そのまま請求権として留保する

5) 楊枝(2004)8-9

6) ド・ルーヴァ(1986)125

7) de Roover(1948)263, de Roover(1954)42

8) Murray(2005), de Roover(1948)

9) しかも、両替商の手渡す貨幣が、例えば額面での通用限度ぎりぎりの軽量通貨などであって、その価値額の保全が困難となる疑いも払拭しえない。

ことも考えられる。その場合には、現物の鑄貨の手交は不要となり、ただ両替商の帳簿上で、両替商に対する貨幣請求権が移転することで支払が完了するとともに、その支払の記録が残されることになるのである。

こうしてみると、両替商への貨幣の預託とは、取引台で営業する彼らの保管技術そのものというよりも、その諸鑄貨・地金に対する鑑別の技術をサービスとして利用していることになる。実際、中世後期には両替商への預金は通常の預託とは法的にも区別されるようになる。安全な保管が目的であれば、通常の預託として、預けた貨幣に対する所有権は寄託者側に保持され、両替商の破綻処理に際しても完全に取り戻しうる。ところが、預金は「変則的な」預託であって、貨幣そのものの所有権は受託者である両替商に移転し、寄託者はその価値額に対する請求権のみを留保しているとされるのである<sup>10)</sup>。現物の鑄貨・地金そのものの保管ではなく、特定の貨幣で計られたその価値額を預け、それを現実の貨幣を介することなく利用しようとする取引が、いわば価値額の鑑定・保証された支払手段である「両替商に対する請求権」と貨幣との交換と解され、預金者は両替商に対する債権者とされたのである。

こうした法的な取扱にも根拠づけられ、両替商は、請求権の履行に備えた準備金以外の預託貨幣の融資への転用や、預金残高を上回る振替を認める当座貸越などの、いわゆる部分準備に基づく預金銀行業務を展開することが可能となる。両替商間の相互預金と双務的な決済の仕組みによって、両替商を越えた振替が実現すると、預金の利便性はさらに高まり、両替商の与信活動の基盤も強化されよう。

ただし、振替があくまでも当事者の同席の下に口頭での指図でなされたことには注意しなければならない。例えば、同じ両替商甲に勘定を有するAとBの間の支払を甲の帳簿上の振替で行うという場合に、ABの両者が甲の取引台に出向き口頭で指図するということは、対甲債権のBへの譲渡というよりは、A甲間の請求権の履行→AB間の支払→B甲間の新たな預託という3つの行為を、いずれも全当事者の同意と出席により、現実の貨幣を使用することなく遂行したことを意味する。

書面での振替指図の利便性にもかかわらず、多くの南欧諸都市で口頭指図の原則への固執がみられたことは、債権の譲渡性を高め「信用の貨幣化」を図ることに慎重であったとみるべきであろう<sup>11)</sup>。両替商による決済システムを利用する商人達の主眼は両替商の貨幣取扱技術の利用による費用の節約であって、とりわけ都市当局による規制政策に関与した大商人層は、対外的な貨幣価値の維持に関心があり、インフレ的な貨幣創造には警戒的であったのであろう。両替商を越えた振替の場合でも、それぞれの取引台が隣接していることから、預金の移転先の両替商ないしその使用人が同席する形で行われたと考えられており、やはり同意と出席の原則が維持されていたのである。

ブリュージュの両替商の帳簿には、当座貸越が多数記録されているが、その大半は小額でごく短期のうちに返済されていた<sup>12)</sup>。それらは支払・決済時の手許現金の不足によって求められ、現金準備の節約を可能とした。帳簿にはこれらに伴う利子や手数料の記載はなく、教会による徴利禁止への配慮から他の形に偽装されている可能性はあるものの、おそらくは商業信用や委託販売等によ

10) de Roover(1948) 311, Mueller(1997) 10-11

11) 楊枝は、1452年の判例を根拠に預金貨幣の「絶対的貨幣機能」という「イタリア商人社会の慣行」がブリュージュでも確立していたとしている〔楊枝(1988) 257〕。しかしその判例は、債権者の同意なしに両替商における口座振替でなされた支払の有効性が、その両替商の破綻後に争われたもので、

「債権者の同意と出席」なしには債務者は免責されないという慣行を再確認することが主眼であった〔de Roover(1948) 334-335〕。同席の下での口頭指図であれば、債権者本人が同意して預託するという手続が含まれている以上、両替商の支払停止時に債務者が免責されるのは当然であり、それだけで預金に「絶対的貨幣機能」を与えるという社会規範を

て相互に相手名の勘定を持ち合っていた商人間の慣行の延長上のもので、また預金の獲得・維持のため、必ずしも追加的な支払を伴わなかったのであろう<sup>13)</sup>。いずれにしても、両替商の収益に直接には大きな意義はなかったと思われる。

他方で、大口顧客に対する高額の当座貸越もあり、内外の有力者・大商人の事業に対する貸付とみられ、それら少数の貸越が、両替商の貸付の過半を占めていた。それらのうちには、事実上、両替商自身の商工業への共同出資として恒常的な運転資金の提供と考えられるものもあり、多くが短期的な信用というよりも、長期的・投資的な貸付であったと推測されている<sup>14)</sup>。そうした投資的な貸付は、それ自体が健全なものであっても、割引市場などによる流動化の仕組みがなく、公衆の通貨需要が高まる逼迫期には、預金準備の劇的な収縮という流動性リスクに両替商をさらすものであったが、他に収益を生む流動的資産という選択肢は存在していなかった。そのため両替商はまた、銀行業務から得た資金を、それとは区別される自らの事業として、商工業への投資・出資も行っていたのである。

こうした両替商の活動に対し、アッシャーらは「銀行信用による貸付」にバンキングの特質をみる立場から、「初期預金銀行 the primitive bank of deposit」という規定を与えている。口頭指図による預金振替が銀行間決済の機構により広汎に通貨として機能することを前提に、当座貸越等の預金による貸付をもって、「銀行」とみなすのである<sup>15)</sup>。銀行券と預金通貨に本質的な違いはなく、両者はともに「公衆の銀行への信頼に基づく信用貨幣」であり<sup>16)</sup>、さらに、部分準備原則の下で現金準備

以外の銀行の資金が、出資によって直接的に商業に供給されようと、貸付によって間接的になされようと、「追加的な購買力の創造」という同じ効果を有するのである<sup>17)</sup>。

しかし他方で彼らは、「微利行為の禁止」と「手形の流通性の未成立」という中世的要素が、流動性と支払能力の両面で銀行経営を脅かしていた点に、両替商の銀行業務の初期性・幼稚性をみる。手形割引慣行の不在が、短期でかつ流動化の容易な貸付を困難にした結果、遠隔地交易等の商業活動への出資や投資による収益への依存を強いられ、「中世の振替銀行の運命は、長期投資と短期債務という危うい基礎に依存していた」<sup>18)</sup>というのである。

したがって、16世紀の低地諸国—とりわけアントウェルペン—における債権譲渡の原理の導入こそが、近代的な手形の裏書譲渡と割引を通じて、中世後期イタリアの金融革新と18世紀イングランドの金融革命とをつなぐ決定的なリンクということになる。手形割引と発券を基礎とした金匠銀行とイングランド銀行こそが、銀行信用の進化のいわば正嫡たる「近代的銀行業」というわけである。それに対し、中世的な制約こそが初期預金銀行の危機をまねき、15世紀以降の公営振替銀行設立を必然化したとするならば、アントウェルペンから革新的技術を吸収したアムステルダムが、「なぜ最新の技術に背を向け、伝統的なやり方を選んだのか」という難問が生じることになるのである<sup>19)</sup>。

しかし、こうした「初期預金銀行の決定的な特質」とされる「流動性の欠如」は<sup>20)</sup>、どこまで法的な制約や金融技術上の問題に帰すことができるであろうか。ブリュージュの事例に即して考察してい

意味することにはならない。

12) Murray(2005) 161, de Roover(1948) 294-295

13) de Roover(1948) 305

14) de Roover(1948) 295-305。

15) Usher(1934) 399-400

16) de Roover(1948) 352

17) de Roover(1948) 311-312

18) de Roover(1948) 310

19) Van der Wee(2012) 87, 田中(1966) 10

20) de Roover(1948) 305



こう。14世紀後半のブリュージュでは、毛織物の織元（ドラピエ）は、毛織物取引所に取引台をもち、自らの織機で生産した織物を、他の織布工から購入した織物とともに販売した、親方織布工かつ織物商であったと考えられている。おそらくすべての織元がいずれかの両替商に口座を有し、主に他の織布工からの織物購入のための支払に利用していた。取引所で織元に織物を持ち込んだ織布工は、その代金を取引所に近接する両替商の取引台で受け取ったのである<sup>21)</sup>。それによって、織元は頻繁な小口の購入のために常に現金を準備する費用を節約しえたであろう。他方、織布工の側は、振替による支払によって口座が作られる場合も、数日といったごく短期で消滅しており、彼ら／彼女らは預金銀行業務の顧客としての預金者ではなく、決済システムの利用者＝受取人にすぎなかった<sup>22)</sup>。

また一部の織元の場合には、当座貸越を利用しうる信用限度額が容認されており、それによって小口で頻繁かつ定期的な現金での購入と、比較的大口で間隔が長く不確定で、しばしば延べ払いでなされた販売とをつなぐための準備そのものの節約が可能であった。14世紀のブリュージュでは高級毛織物生産への転換が進み、イングランド産高級羊毛の利用、最終加工過程の増大、販売先の拡大・広域化などによって、そうした準備を含めた流動資本額は増大傾向にあったと思われる<sup>23)</sup>。そのため、当座貸越による信用供与は大きな意義を持ちえたであろう。しかし、この当座貸越の便宜の提供は、厳しく制限されていたようである。最大手の両替商の一つであったマルクの場合には、口座を有していた12の織元のうち、ただ一つのみがこの特権を享受しており、その口座は通常は黒字であり、貸越は最大で20から25の布地

に匹敵する金額にまで達した7週間の赤字の他は、より少ない金額のものであった。

織元側にとっては、その利便性が明らかな当座貸越による信用供与に対し、両替商の側が慎重であったのは、織元の預金が振り替えられる相手為主に多数の零細な、預金者ならざる織布工であったことから説明されよう。貸越によって創造された預金は、すみやかに現金として引き出され、両替商の準備率を低下させることになる。しかも先述のようにこの与信は、直接には利子的な収入をもたらすものではなかった。

そこで両替商による資金供与はむしろ、自らの投資ないし出資として、あるいは自己の商業活動のための織物購入によって、自ら織元の口座に払い込む形で行われた<sup>24)</sup>。こうした投資や商業活動そのものは、銀行業務とは区別される一般的な商人・企業家としての行動ではあっても、決済システムの提供によって諸商人等の貨幣準備を節約しつつ預金として集中し、部分準備原則の下で利用することによって「付加的な購買力の創造」の効果を有したということができよう。

ただその効果は、両替商の預金が現金として引き出されずに振り替えられ、通貨として決済システムの内部に留まり続ける程、大きなものとなりえる。預金設定によってなされる両替商の出資や購入は、それが現金準備率を下げない限りさらに拡大を続けられよう。また部分準備原則というあり方そのものが、個別的には経験的な歩留りに依拠していても、実体的には取引関係の大きな部分が決済システムに包摂されていることに基づいている<sup>25)</sup>。

このように、預金・振替銀行の信用創造は、その構成する決済機構の包括性を基盤としている。ところが、中世後期以降も商業都市における商取

21) Murray(2005) 286

22) Murray(2005) 170

23) Murray(2005) 287

24) 例えば、両替商マルクから貸越の便宜を得ていた織元が、その最大額を記録した貸越の解消後の

一年間に形成した預金のうち、43%がブリュージュの両替商から振り替えられたものであり、その合計は先の貸越額の数倍にもなった[Murray(2005) 287]。

25) 拙稿(2006)

引関係の中心的な部分は、この決済機構にとうてい包摂されえないものであった。市場が社会の再生産にとって周辺的であった状況では、商業中心地といえども地域社会や国民経済を媒介していたとはいえ、市中の決済が円環構造をなすような基盤は存在していなかった。商業都市で展開される卸売商業の中心は共同体間・隔地間の遠隔商業の中継点・結節点としてのものであった。そうした遠隔商業において求められる短期信用とは、例えば輸出商であれば、遠隔地へ商品を送ってから貨幣を受け取るまでの長期の回転期間により肥大化する流動資本と、遠隔地の委託販売先等に積み上がる対外債権を還流させるための莫大な費用との節約というように、都市間の決済と信用の機構を必須としたものである。したがって大商人間のネットワークと、その商人=銀行家的業務とによって構成された、為替取引に基づく決済・信用機構が生み出されたのであり、都市内の振替機構のみに依拠した両替商の関与しうるところではなかった。

初期預金銀行の「商業金融への貢献がマイナーで、ユニークな機能も果たしていな」<sup>26)</sup>ものにとどまったのは、徴利の禁止と手形流通の未成立といった宗教的・法制度的な、また技術的な中世的制約以上に、その依拠する決済・信用機構と、発展的な商業分野とのミスマッチによるものとみるべきであろう。14世紀末以降、「貨幣不足」「貴金属飢饉」が繰り返し生じる中で両替商・預金銀行の破綻が続くと、民間の預金銀行業務に対する規制強化に加えて、1401年のバルセロナを皮切りに南欧の諸都市で公営の振替銀行が相次いで設立され、その多くが当座貸越等の貸付を禁じられ純粋な決済機関とされたのも、都市政府を支える

大商人らの、都市内決済・信用機構に対する期待のありかを示すものといえよう。現金に代わる決済手段は求めても、預金銀行の金融機能はその金融的需要に応えられるものではなく、重視されていなかったのである。

なお、長期投資への傾倒とともに、初期預金銀行の脆弱性として、「銀行業者は相互間に相殺によって預金の振替を行う機構をもっていたが、相互間に貸借を行う制度はもっていなかった」という「全体としての初期預金銀行の組織上の問題」が指摘されている<sup>27)</sup>。確かに、銀行間の相互融通は手形の割引・再割引という形式に依らずとも可能であり、何らかの方法で貨幣準備の過不足をすみやかに相互融通で調整することで、個別的には預金が引出と預入の流出入を繰り返す場合であっても、全体としての銀行組織において、預金は通貨として機能し購買力の創造に寄与しうるのである<sup>28)</sup>。その意味では、両替商の「流動性の欠如」には、割引慣行の不在には還元しえない「組織上の問題」も含まれよう。

だがこの点も、両替商の信用供与が基盤としていた決済機構の特質をみるならば、都市内の銀行間組織によっては解消しえない「脆弱性」に留意しておく必要がある。ガレー船団の発着、戦争や気候不順等による輸入穀物価格の高騰等によって銀貨や貴金属の量が大きく変動した中世商業都市において、貨幣逼迫期には両替商から貨幣が引き出され、信用貨幣は収縮したと考えられる<sup>29)</sup>。商取引関係の中心的な部分が、銀行間組織の形成する決済機構を大きく越えているために生じるこうした準備貨幣の「不足」は、組織内の他の部分に「過剰」を発生させることにはならず、たとえ銀行間の相互融通の組織があったとして、過不足は

26) Kohn(1999) 13

27) 田中(1966) 9

28) 現金取引が多く残存している、取引主体における準備・保管が、銀行組織内のいずれかの銀行でなされる限りは、引出により「不足」する準備に対応する「過剰」が、

他の銀行に形成されることになる。そこでは、現金貨幣は預金を移転するための手段・メディアともなっているのである〔拙稿(2006)〕。

29) Kohn(1999) 18

調整され難かったであろう。一都市内に集約される決済が、その都市の関わる取引総体に対して部分的であることは、銀行間組織が都市内の決済を包括する決済システムを形成しえたとしても、その内部での「不足」と「過剰」の対応関係を偶然的なものとしてしまう。銀行間の組織的な調整能力を支える基盤そのものが不十分であったのである<sup>30)</sup>。

ブリュージュの両替商の預金者の多くは、宿屋経営者、織元など遠隔地商業にたざさわる大商人、そして外国商人であった<sup>31)</sup>。対照的に、都市内の取引に終始する織布工をはじめとするブリュージュ市民の大部分は、預金振替が有利となるほどの大口の取引は行わず、両替商の形成する決済システムの利用者となることはあっても、預金者ではなかった<sup>32)</sup>。その信用需要もまた、質屋・高利貸による担保貸付という異なった機構に向けられたのである。

対外的な支払や送金を要する商人らが、預金者として両替商の構成する決済機構に留まり、そのサービスを享受しえたのは、為替市場によって、対外決済が都市内の支払に振り替えられ、外国通貨・地金の必要性を節約しえたからにほかならない。後述のように、イタリアを中心とする南欧諸都市の商人＝銀行家の構成する、為替取引に基づく国際的な決済・信用機構の働きと結びつくことによって、商業都市の日常的・季節的な貨幣逼迫は緩和され、預金・振替銀行としての機能も維持されえたのである。

最後に、ブリュージュの両替商の投融资が、毛織物業関連に集中していたことの意味を確認しておこう。マレーは、14世紀ブリュージュほど、金融と産業の結びつきが強固で有益であった所はな

かったと評している<sup>33)</sup>。両替商らの活動が、毛織物取引におけるブリュージュの中心的役割の維持と、高級品生産へのシフト等にも貢献しえたとするならば、その基盤は、以下のようにブリュージュ両替商らが、周辺諸都市とのネットワークを構築していったことに見出されよう。原料購入から製品販売までのより広汎な商取引が、その決済機構のうちに包摂されていったであろうことを意味するからである。

1362年にイングランド羊毛のステープルがカレーに移転すると、ブリュージュとカレーの両替商との協力により、両都市間の帳簿振替が実現された<sup>34)</sup>。また、ブリュージュの造幣所の閉鎖後、ブリュージュの両替商はヘントの造幣所を利用していたが、そこに預けられた地金や鑄貨の勘定が、ヘントにおける顧客や代理人への支払に利用され、ブリュージュ両替商にとっての「銀行」として機能していた<sup>35)</sup>。さらに、両替商自身が時折ヘントを訪れ、当地の両替商や宿屋を利用していた。同様に、「定期市の都市」としての発展を始めていたアントウェルペンでも、当地の両替商との協力や、その定期市の期間中に子弟等を代理人として派遣することによって、ブリュージュ両替商はその信用機構の枠組の中にアントウェルペンを編み込んでいた<sup>36)</sup>。こうして、羊毛ステープル地カレーや、フランドル随一の毛織物工業都市ヘント、そしてブラバントの定期市における取引において、ブリュージュの両替商や宿屋に置かれた預金勘定が、そのまま振替によって通貨として機能する状況が形作られていったのである。

ここでもやはり、両替商の自らの投資や出資活動も含めた購買力の創造機能の影響力を枠づけ

**30)** Kohn(1999)16は、両替商間の緊急貸越枠の存在を指摘している。相互融通手段の有無ではなく、逼迫期に資金を供給しうる主体が存在しえたかどうかの問題なのである。

**31)** Murray(2005)によれば、遍歴商業を続けたハンザ商人等は、特定の宿屋に当座勘定を持ち、商品の保管、受取等の出納、さらには不在時の代理人等の

業務をも委託していた。各宿屋は複数の両替商に口座を有しており、ハンザ商人らは宿屋を通じてブリュージュの決済システムを利用することができたのであり、宿屋に置かれた勘定もまた預金通貨として機能していた。

**32)** Murray(2005)166

**33)** Murray(2005)288

たのは、中世的諸要素というよりも、その決済機構の範囲であり、そこに包摂された取引関係のあり方ということができよう。

こうした中世後期の決済・信用機構のあり方に対して、両替商の預金・振替業務のみを「内国銀行業」として問題とし、遠隔地商業を支えた決済・信用機構の多くを「外国銀行業」として「考察の外」とするという方法<sup>37)</sup>では、その意義や限界を見通すことは困難となろう。確かに、信用貨幣の創造という点では両替商の構成した預金銀行の機構は、特筆すべき先駆性を示している。しかし、そうした技術的・形態的な側面からのみ接近し、しかも後のロンドンを中心とした「近代的」な銀行機構のあり方を基準として「初期性」を抽出するというのでは、それら「近代性」自体の理解が歪められていないか、歴史的考察によって検証する道は閉ざされてしまうであろう。

### III 国際的決済・信用機構と 商人＝銀行家

そこで、次に中世後期以降の国際的な為替取引の展開について、その商人的な決済と信用の機構としての側面を明らかにしておこう。

ジェノヴァー・シャンパーニュの大市間などで12世紀末頃から展開された為替取引は、公正証書（「為替を原因とする契約証書」）による為替契約（前貸金の他地・他貨での返済を約束する契約）を行うものであって、主に旅商間の相互貸借から発展したものと考えられる<sup>38)</sup>。イタリア等の南欧の商人が、パリ、ブリュージュ、ロンドンなどに恒常的な支店や代理店を設置し、旅商から定住商人へ

と転換する「14世紀の商業革命」の進展とともに、為替証書は商人の私的な書簡である為替手形に取って代わられていった。しかし、形式は変わっても、中世の為替手形は、依然として為替契約の証明・遂行手段であり<sup>39)</sup>、16世紀になっても「為替手形の法的性格には何らの修正も加えられなかった」のである<sup>40)</sup>。商人の定住化＝恒常的な支店・代理店のネットワーク形成の結果、遠隔地交易は委託販売＝相手勘定の保有という信用関係によって展開される。そのために長期化する流通期間を支えたのが、委託販売先を支払人として振出した為替手形によって前貸金を受領する為替契約であった。

為替手形には、資金を前貸しする「資金提供者」と、それを受け取り、手形を振出す「資金受領者＝手形振出人」、および他地で手形金額を支払う「支払人＝手形名宛人」と、その資金の「受取人」の4者の名が明記され、13世紀の為替証書にはたびたびみられた「代理人」への支払を求める文言は消失していった。為替手形は、基本的に裏書譲渡も割引もなされなかったのであり、それ自体は有価証券とはいえない。

しかし、遠隔地の委託先に蓄積される債権＝販売代金を即座に回収しうる為替取引は、貨幣送金にかかる費用の節約のみならず、手形振出人にとっては、回転期間の大幅な短縮による流通資本の節約を可能とする輸出金融としての意義を有している。他方、資金を提供し手形を「買い取る」側にとっては、都市間の為替相場の開きが「隠された利子」となっていたことが知られているが<sup>41)</sup>、資金の受取人となる支店・代理店などのコルレス先を有することが前提であり、やはり国際的な貿易

34) Murray(2005) 237

35) Murray(2005) 250-251

36) Murray(2005) 253-254

37) 田中(1966) 2。なお、ド・ルーヴァーらの視角における「内国銀行業」と「外国銀行業」の区別の問題性については、楊枝が繰り返し指摘している〔楊枝(2004) 12-14、

楊枝(1988) 131-136〕。

38) 拙稿(2012)

39) ド・ルーヴァ(2009a) 32-33

40) ド・ルーヴァ(2009b) 131

41) de Roover(1948) 61-65、大黒(2006) 204-209



にたずさわる商人の金融的業務として展開されていった。

こうした商人を、ド・ルーヴァーらは「商人＝銀行家」と呼んできたのであるが<sup>42)</sup>、「銀行信用の貸付」や「信用貨幣の創造」といった基準では、現金ないしは両替商の帳簿振替により資金を提供する彼らを「銀行家」とは呼び難いことになる。だが、中世後期以降の商業の発展を支える金融的機能を主に担ったのがそうした「商人＝銀行家」であったとすれば、彼らがどのように決済の機構と信用供与とを結びつけ、どのような意味で銀行機能を果たしたといえるのか、明らかにしておく必要がある。

そこで、拙稿(2012)でみた13世紀ルッカの商人＝銀行家の活動を基に、為替契約を軸に商人＝銀行家が作り上げる国際的な決済と信用の機構を抽象化しておこう<sup>43)</sup>。絹織物工業の発展したルッカでは、貿易港ジェノヴァからの生糸・染料の輸入と、シャンパーニュの大市への絹織物製品の輸出が活発に展開された。その結果、輸入先のジェノヴァには債務が、輸出先のシャンパーニュには債権が累積することになる。一般的にも各都市間の取引関係は双務的なものとは限らず、各都市間の取引額に偏りが生じるならば、債権債務が累積することになる。商人＝銀行家の活動は、そうした債権債務の解消を現金の移動に依らない形で図り、同時に貿易金融として回転期間の短縮＝流動資本の節約をもたらすものであった。ルッカの場合には、ジェノヴァやシャンパーニュを訪れ、あるいは代理人を置いて、ジェノヴァでは生糸・染料輸入商に、ルッカでは絹織物輸出商に為替契約によって資金を融通したのである。だが、為替の買い手＝資金提供者となることは、その返済

を一定の期間後に他地で受け取ることであって、資金の送金＝コルレス先の勘定への移転を意味する。移転先での輸入用商品やいわゆる戻り為替の購入と移送によって、資金を還流させることは可能であろうが、両地間の取引額が均衡していなければ、その差額は為替の買い手の国際的な資金の布置に反映していくことになる。したがってそうした為替取引を継続的に行うためには、移転した資金を柔軟に再配置する能力が求められる。そのことが、為替の買い手を次第に特定の商人に限定し、商人＝銀行家が為替取引を支配するといった事態の主因となっているのではなからうか。

ルッカの場合では、その貿易金融を維持していくためには、シャンパーニュに累積する資金をジェノヴァへ送還する手段が問題となる。送金そのものは、シャンパーニュの大市でジェノヴァ宛為替を購入することでも、あるいはジェノヴァで大市宛為替を販売することでも実現できよう。ただし、前者の為替購入は、為替相場の差額によるさらなる「利子」的な取入の取得も期待しうる反面、資金の入手は大市の決済日からさらに少なくとも移動に要する時間を経た後となる。他方、後者の大市扱為替の販売では、その時間分だけ決済日より前に資金を得ることができる。両者の選択は、両地の為替相場の差異とその変化を考慮・予想した裁定的・投機的な側面を有していた。そして実際には、ジェノヴァの為替市場でルッカの商人＝銀行家は、大市宛為替の売り手として活発な取引を展開したのである。

こうして、ルッカにとっては、その商人＝銀行家の為替取引は、シャンパーニュ債権でジェノヴァ債務を支払う多角的決済となっているのであるが、そこからさらに、為替取引による決済・信用機構

42) アールツ(2005)31

43) 以下、ルッカの事例については、拙稿(2012)およびそこで挙げられている参考文献を参照されたい。

において大市のもつ特別な意味をも汲み取ることができよう。

第一に、いわゆるユーザンスや一覧後定期払が一般的な商業都市間の為替に対し、年に4回～6回の決済日に集約される大市では、債権と債務の相殺がはるかに容易となる。そのために輸出商に融通して得た大市払債権を、大市との間で為替取引のある任意の都市でその決済日前に流動化することが可能となり、また、大市払為替の振出で調達した資金を、決済日までにはいずれかの都市で購入する大市払為替で返済することも可能なのである。

しかし第二に、相手の異なる債権と債務は、自動的に相殺されるものではなく、何らかの形で債権債務を振り替え、相互的なものへと転換する仕組みが必要である。商人＝銀行家は大市に自ら出向き、あるいは支店・代理店を通じて、多角的な決済の過程を協同して遂行することによって、相殺の可能性を現実化するのである。そうしたクラブ的な多角的決済の組織に参加することで、はじめて大市を資金の柔軟な再配置の機構として利用できるのである。

そして第三に、商業中心地としての貿易金融に伴う為替売買に加え、資金の移転や裁定・投機による為替取引によって、各都市と大市間の為替市場はいっそう厚みを増し、大市の決済機能は商業からいわば自立化し、商業大市の衰退後にも決済大市として機能することになる。各都市間の取引の偏りのより大きな部分が、商人＝銀行家の為替取引を経て決済大市で多角的に決済されるということは、その決済機構に包摂される取引関係がより包括的なものとなることを意味しよう。そのことが、各地宛の為替(戻し為替)の振出や、次の大市

までの利付預託など、相殺後の差額を相互に融通する銀行間市場としての仕組みの基盤ともなるのである。

もしも国際的な取引の全体が、1つの大市で決済されるならば、多角的な決済の仕組みにおいて相殺後に残る債権と、債務は必ず対応することになる。「不足」資金を大市宛為替で入手し、さらに大市間預金等で融通を受ける商人＝銀行家と、「過剰」資金を大市宛為替によって大市に移し、そこで運用する商人＝銀行家とが相互融通の機構をも運営していくことで—いわば貨幣の流通速度を飛躍的に高め—国際的商業の一定の拡大を支えることが可能となったのであろう<sup>44)</sup>。

シャンパーニュの大市衰退後も、15・16世紀のジュネーヴ、リヨン、16世紀末・17世紀初めのプザンソン・ピアツェンツァと、イタリア人商人＝銀行家を中心とした多角的決済と相互融通の仕組みは、その洗練度と閉鎖性を強めながら維持されていった。例えばリヨンでは年4回の大市における決済期間に、フィレンツェ、ルッカ、そしてジェノヴァの商人＝銀行家の構成する各〈国民団〉が、手形の引受・拒絶を確認し、協議により為替レートと次の大市までの預託の金利を決定し、支払日には帳簿を手に集まり、相殺と差額の決済を行った<sup>45)</sup>。

こうして中世後期以降拡大発展していく為替取引を、国際的商業の観点からみるならば、取引関係と資金需給の偏りは、貿易金融を担った商人＝銀行家の国際的な資金布置に反映され、その柔軟な再調整の能力こそが、商人＝銀行家の銀行機能の基盤となっていたとみることができよう。そしてその機能は、大市における相殺・決済の仕組みを共同で維持・運営するクラブ的組織のメンバーの大商人＝銀行家が、大市を利用した国際的な資金

44) 無論、現実には中世後期以降も、外部の銀貨圏に対する出超を抱えるなど、ヨーロッパ商業の為替による決済機構への包摂はなお部分的であった。したがって国際的な為替取引機構の機能をより具体的に解明するためには、決済大市における貴金属取引等の役割も見ていく必要がある。

45) 宮下(1989)35-37、Boyer, et al. (1994)91-93、Van der Wee(1977)318-319

の柔軟な再配置と相互融通を基盤に対国家・諸侯金融も含めた大口の信用供与や、為替の裁定・投機的取引を独占的に支配し、各地の商人=銀行家は、それらメンバーとのコルレス関係において、為替取引に参加するという重層的な機構によって媒介されたのである。

## IV 為替手形の変容と 決済・信用機構の革新

ファン・デア・ウェーは、アムステルダム振替銀行が、イタリアの公営振替銀行の模写であるということに加えて、1609年に築かれたアムステルダムの銀行システム全体についても、①安定した計算貨幣（と固定的な為替相場）、②多角的決済システムの2面において、イタリアスペインの伝統に従ったものという評価を下している<sup>46)</sup>。

そのうち①は、ジュネーヴ、リヨン、ピアツェンツァといった決済大市におけるイタリア諸都市の商人=銀行家のクラブ的な組織の働きによって実現されていた原理である。

②については、ファン・デア・ウェーはスペインのリーダーシップの下に16世紀に発達したカスティリアの大市の機構の継承としているが、カスティリアの機構は、スペイン各地の預金・振替銀行と大市諸銀行との協力によって、スペイン各地と大市との間の取引を促進するという、国内的な決済・信用機構として形成されたものであった<sup>47)</sup>。当初は両替商・出納業者の預金・振替業務の禁止とともに設立され、アムステルダム内外の大商人によって、国際的な決済の場として利用されたアムステルダム振替銀行は、スペイン的伝統の継承というよりも、むしろ①と同様に、Ⅲで考察した商人=

銀行家による国際的な決済の機能を、決済大市から受け継いだというべきであろう。

とすれば、イタリアを中心とする南欧の商人=銀行家のクラブ組織と大市制度から、内外の大商人が預金者として構成する単一の振替銀行による常時ベースの決済機構への変転は、伝統の「継承」というよりもむしろ、根本的な「革新」を意味してはいないであろうか<sup>48)</sup>。

そこで以下の残された紙幅で、16世紀の低地諸国に端を発する為替手形の変容が、発券銀行への進化といった個別的な技術的・形態的観点ではなく、決済・信用機構のあり方にとってどのような意味を持ちうるのかを考察しておくこととしよう。

17世紀に入ると、為替手形の裏書譲渡や割引が急速に普及し始める。これは先述のように為替契約の証明・遂行手段であった為替手形が、その性格を大きく変容させたことを意味する<sup>49)</sup>。それはまた、為替取引による国際的な決済と信用の機構の変容を伴うことになろう。

右図の①は、Ⅲで抽象化した多角的決済機構における商人=銀行家と大市の機能を表わしたものである。図の商人=銀行家はA大市において相殺と差額決済・相互融通の仕組みを協同運営していることを基礎に、B地とC地において為替購入による貿易金融を行い、B地でA大市宛為替の振出によって資金を循環させている。この働きによって、C地はその対A債権と対B債務の「相殺」が実現し、またBC間の商品取引に対応する貨幣の移動が、C地での大市宛為替の購入とB地での振出、および大市での両者の「相殺」によってなされているなどの意味で、多角的な決済が実現されているのである。

46) Van der Wee(1997) 179

47) Van der Wee(1977) 316-317、名城(2011) 5-6

48) Van der Wee(2012) では、振替銀行の保守性という従来の主張を維持しつつも、民間の諸機関を主軸としたアムステルダムの機能的な革新性に重点が移っているように思われる。そうした革新性を踏まえたアムステルダムの銀行システムやアムステルダム振替銀行そのものについての検討と、ロンドンとの比較については次稿を期すこととしたい。

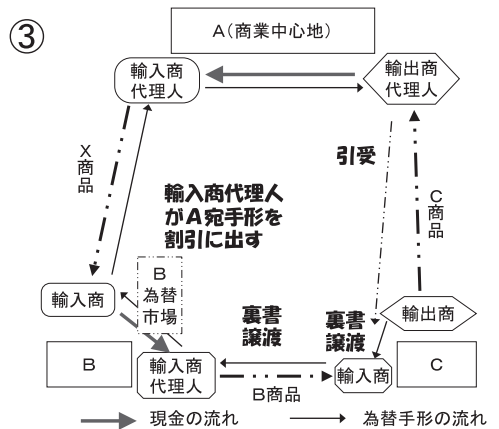
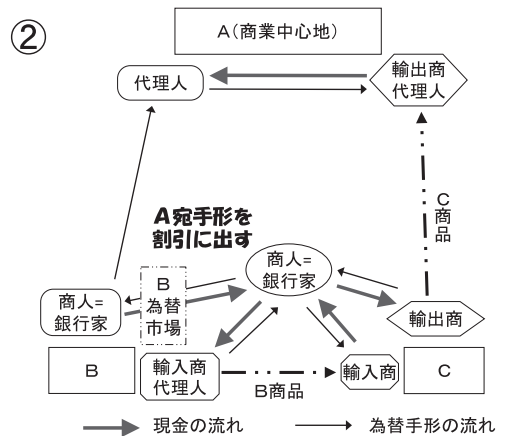
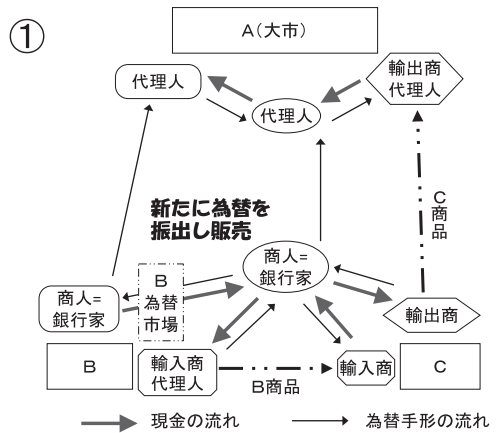
それに対して、図の②はB地において新たな為替を振り出すのではなく、C地で購入したA宛手形を直接に割引に出すことで、資金の循環を達成している。A宛手形の振出そのものは、従来のように為替契約に伴うものであることは排除されていない。しかし、図から明らかなように、ここではもはや商人=銀行家はA地での多角的な相殺・決済の組織を構成している必要はない。商業中心地A地にコルレス先をもたない商人であっても、裏書譲渡や割引を見込んで為替手形の買い手となりうるのである。

こうして手形割引の普及は、為替取引に参入する商人の範囲を拡大することで、貿易の急速な拡大・広域化の過程で求められる各地のより広汎な資金の動員を促したことが推測されよう<sup>50)</sup>。

さらに図の③では、販売を委託されたA地の商人の引受によって振り出されたA宛手形が、そのままB地内およびBC間の支払において裏書譲渡によって利用され、その後にB地で割引かかれている。委託荷を担保とした引受信用の供与によって、追加的な購買力が直接に創出されているのであり、この支払保証という信用代位によって、与信供給は飛躍的に増大しうることになる。

もともと、②・③の機構はいずれも、B地の為替・貨幣市場においてA宛手形が容易に割引かれうる、あるいは裏書譲渡されうるという、A宛手形に対する厚い需要の存在が条件となっている。

ここに17世紀のアムステルダムの国際的決済と信用の中心地としての機能が、その中継貿易の中心地としての機能とともに発展したという歴史的な経緯の意味を見出すことができよう。委託荷を担保に引受信用を供与したアムステルダムの商人は、今度は各地の商人に対して再輸出した<sup>51)</sup>。この「中



49) Rogers(1995)、楊枝(2004)

50) マルセイユのルー商会文書に残された18世紀の為替取引の豊富な記録は、こうした新たな機構の一端を示すものであろう〔深沢(1994)(1995,1996)〕。

51) 石坂(1971)136-137



央貨物集散地」<sup>52)</sup>としての機能によって、引受信用によるアムステルダム宛手形の振出は、その商品の再輸出に伴う支払や決済のためのアムステルダムへの送金需要を生み出すのである。

世界貿易の急速な発展が、アムステルダムをいわゆる「ゲートウェイ」とする形で進む中、銀行機能もまた、決済大手とは担い手も構造も大きく異にしながら、アムステルダムを新たな決済の中心地とする形で進展したのである。

## V おわりに

バンキングとは、預金貨幣や発券の場合のみならず、為替契約による資金融通や、また引受信用においても、決済機構への取引関係の包摂によって、その特殊な購買力創出効果を有するものであった。

両替商にしても、商人=銀行家にしても、それぞれに決済のための協同的な組織を運営することで、信用供与も可能となったのであり、銀行業とはシステムとしてはじめて機能しうるものなのである。

決済・信用機構のこうした性格は、近代以降も基本的には継続しよう。ただ、産業資本による社会的再生産の包摂という新たな事態が、「国民経済」的な取引の構造をそれぞれに生み出し、決済・信用機構の中心には「国民的信用」という新たな負荷のかかる「中央銀行」が創出されることになる。セントラル・バンキング論の再構築への歩みをさらに進めていくために、続いてアムステルダムとロンドンとの比較へと視野を広げていくこととしたい。

## 参考文献

- ◎アールツ(2005)『中世末南ネーデルラント経済の軌跡—ワイン・ビールからアントウェルペン国際市場へ』／藤井美男(監訳)、九州大学出版会
- ◎石坂昭雄(1971)『オランダ型貿易国家の経済構造』／未来社
- ◎大黒俊二(2006)『嘘と貪欲—西欧中世の商業・商人観』／名古屋大学出版会
- ◎田中生夫(1966)『イギリス初期銀行史研究』／日本評論社
- ◎田中英明(2006)『システムとしての銀行と信用創造』／『季刊経済理論』42(4)
- ◎田中英明(2012)『商人的機構の「原型」—中世ヨーロッパの為替契約と商人銀行家』／『彦根論叢』391
- ◎ド・フリース&ファン・デア・ワウデ(2009)／『最初の近代経済—オランダ経済の成功・失敗と持続力 1500-1815』／大西吉之・杉浦未樹訳、名古屋大学出版会
- ◎ド・ローヴァ(1986,2009a,2009b)／『為替手形発達史—14から18世紀—(1)(2)(3)』／楊枝嗣朗訳『佐賀大学経済論集』19(1)、42(2)、42(3)
- ◎名城邦夫(2011)『17世紀前半西ヨーロッパにおけるニュルンベルク為替銀行の意義—アムステルダム為替銀行との比較を中心に—』／『名古屋学院大学論集 社会科学編』48(1)
- ◎ファン・デア・ウェー(1991)『アントワープと16・7世紀のファイナンシャル イノベーション』／楊枝嗣朗訳『佐賀大学経済論集』23(5)
- ◎深沢克己(1994)『ルー商会文書の為替手形—18世紀金融技術の基礎研究』／『史淵』131
- ◎深沢克己(1995,1996)『十八世紀のフランス=レヴァント貿易と国際金融—ルー商会文書の為替手形(上)(下)』／『史淵』132、133
- ◎宮下志朗(1989)『本の都市リヨン』／晶文社
- ◎楊枝嗣朗(1988)『貨幣・信用・中央銀行—支払決済システムの成立』／同文館

52) フリース&ワウデ(2009)123

- ◎楊枝嗣朗(2004)／『近代初期イギリス金融革命  
—為替手形・多角的決済システム・商人資本—』／  
ミネルヴァ書房
- ◎Boyer-Xambeu, M.-T., G. Deleplace,  
and L. Gillard (1994) /  
*Private Money & Public Currencies:  
The 16th Century Challenge*
- ◎de Roover, R. (1948) / *Money, Banking  
and Credit in Mediaeval Bruges*
- ◎de Roover, R. (1954) / New Interpretations  
of the History of Banking. /  
*Journal of world history 2*
- ◎Kohn, M. (1999) / Early Deposit Banking. /  
Working Paper 99-03, Department of Economics /  
Dartmouth College
- ◎Marx, K. (1894) / *Das Kapital:Kritik  
der politischen Ökonomie*, III. /  
in *Marx-Engels Werke*, 25, 1964.(マルクス=エンゲルス  
全集刊行委員会訳『資本論 第3巻』大月書店、1968)
- ◎Mueller, R. C. (1997) / *The Venetian Money Market:  
Banks, Panics, and the Public Debt*, 1200-1500
- ◎Murray, J. M. (2005) / *Bruges, Cradle of Capitalism,  
1280-1390*
- ◎Rogers, J. S. (1995) / *The Early History of the Law  
of Bills and Notes; A Study of the Origins  
of Anglo-American Commercial Law* /  
川分圭子訳／『イギリスにおける商事法の発展  
—手形が紙幣になるまで—』／弘文堂、2011
- ◎Usher, A. P. (1934) / The Origins of Banking :  
The Primitive Bank of Deposit, 1200-1600. /  
*The Economic History Review*, vol.4, No.4
- ◎Van der Wee, H. (1977) /  
Monetary, credit and banking systems. /  
in E. E. Rich and C.H. Wilson(eds.) /  
*The Cambridge Economic History of Europe*, vol.V
- ◎Van der Wee, H. (1997) / The Influence of Banking  
on the Rise of Capitalism in North-West Europe,  
from the Fourteenth to the Nineteenth Century /  
in A. Teichova et al. (eds.) /  
*Banking, Trade and Industry :  
Europe, America and Asia from the Thirteenth  
to the Twentieth Century*
- ◎Van der Wee, H. (2012) / The Amsterdam Wisselbank's  
Innovations in the Monetary Sphere:  
The Role of 'Bank Money'. / in J. H. Munro(ed.) /  
*Money in the Pre-Industrial World: Bullion,  
Debasements and Coin Substitutes*

# For the Reconsideration of Central Banking Theory

Payment and Credit Systems Since the Late Middle Ages

and the Amsterdam Wisselbank

Hideaki Tanaka

The Amsterdam Wisselbank was founded by the Amsterdam municipality in 1609. It has been praised for its role in early modern international finance. On the other hand, it is conceived as a conservative institution from the point of view of financial techniques. It is considered that the Wisselbank and the whole Amsterdam banking system conformed to the Italian tradition and turned the back on the innovations which had occurred in Antwerp during the sixteenth century.

One of the grounds of the view is the idea that the lack of liquidity of small local banking system put restrictions on the primitive bank of deposit. As a matter of fact, the most of restrictions were ascribable to the mismatch between the local payment system and the medieval and early modern commerce.

Therefore the commercial financing of the day was mainly offered by merchant-bankers through the bill of exchange. The merchant-bankers with branches or agents in many of commercial centers delivered funds as the deliverer, and could liquidize their credit by drawing bills upon the fairs of the financial center – Geneva, Lyons, Piacenza. The clubs of merchant-bankers at the fair organized the settlement mechanism under which they could net bills multilaterally and accommodate one another by drawing new bills or inter-fair deposits.

Thus the banking is based on the payment system. In the process of the formation of international payment system through the Amsterdam Wisselbank, the role of merchant-bankers changed crucially hand in hand with the change in the conception of exchange and bills. And so the Amsterdam banking system was innovative.

